

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成23年度
計画主体	飯南町

## 飯南町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 産業振興課  
所在地 島根県飯石郡飯南町頓原 2,319 番地  
電話番号 (0854)72-0313  
FAX 番号 (0854)72-1056  
メールアドレス [kaita-ryuichi@re.iinan.jp](mailto:kaita-ryuichi@re.iinan.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①イノシシ ②ニホンジカ ③ヌートリア ④アライグマ ⑤タヌキ ⑥サル ⑦カラス ⑧カワウ ⑨サギ類 ⑩ツキノワグマ
計画期間	平成23年度～平成25年度
対象地域	島根県飯石郡飯南町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成22年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	5ha 4,609千円
	野菜（いも等）	27a 656千円
	たけのこ	— —
ニホンジカ	森林	— —
	たけのこ	— —
ヌートリア	水稲	— —
	野菜（いも等）	— —
アライグマ	野菜	— —
	果樹	— —
	その他	— —
タヌキ	野菜（なすび、トマト等）	— —
サル	野菜	— —
	果樹	— —
カラス	水稲	— —
	野菜（スイカ、トマト等）	— —
	果樹（桃、イチヂク等）	— —
カワウ	川魚（鮎等）	— —
サギ類	水稲	— —
	川魚（鮎、ヤマメ）	— —
ツキノワグマ	水稲	1a 10千円
	果樹（栗・柿等）	— —
	蜜蝋	250千円 3群

## (2) 被害の傾向

### ①イノシシ

- ・飯南町における鳥獣被害の主体はイノシシで、被害額の大半を占め、全町的に発生しており、春先のたけのこ被害から始まり、水稻、野菜など冬まで被害が発生している。
- ・イノシシの被害額は、電気牧柵や防護柵の設置がほとんどの集落で実施されたこともあり、近年減少の傾向にあるが、生息数については横ばいと推定している。しかし、これまで出沒が無かった集落でもイノシシによる被害が見受けられた。
- ・近年は老朽化した防護柵設置箇所での水稻、野菜、採草地での掘り等が発生するとともに、防護されていない畦畔、水路、農道法面等の農業関連施設についても被害が生じている。

### ②ニホンジカ

- ・近年、広島県側から入って来たと思われるニホンジカの捕獲実績が上がっている。今後、被害の増加が懸念される。

### ③ヌートリア

- ・水田や畑での食害が見受けられ、町内の一定の集落に異常発生しており、今後、生息する集落の増加並びに被害の増加が懸念される。

### ④アライグマ

- ・現在のところ目撃情報や被害報告は無いが、町内の寺院にアライグマの爪跡があり、生息している旨の情報がある。今後、アライグマによる被害が懸念される。

### ⑤タヌキ

- ・町内全域に生息し、野菜を中心に年間を通じ被害が発生している。生息数、被害額とも増加傾向にある。

### ⑥サル

- ・現在のところ目撃情報や被害報告は無いが、近隣の市町に出沒し被害を被っていることから、今後、サルによる被害が懸念される。

### ⑦カラス

- ・町内全域に生息し、野菜や果樹を中心に被害が発生している。近年は、有機農法におけるアイガモの雛や和牛など、畜産分野等への被害拡大が懸念されているところである。
- ・観光地において弁当や食材の被害も発生しており、飯南町のイメージを損なわない対策が必要となっている。なお、生息数、被害額とも横ばいと推定している。

### ⑧カワウ

- ・養魚場（3箇所）での食害が発生している。生息数、被害額とも横ばいと推定している。

### ⑨サギ類

- ・水田での踏み倒しや、養魚場（3箇所）での食害が発生している。生息数、被害額と

も横ばいと推定している。

⑩ツキノワグマ

- ・主に栗や柿への食害や枝折りが夏から秋にかけて全町的に発生している。
- ・平成22年度は、栗園において食害被害や枝折りが多発し、栗園農家は大きな損害を受けた。
- ・蜜胴については夏に被害が発生しており、養蜂場を管理する農家は大きな損害を受けた。
- ・平成22年度は、ツキノワグマの大量出没により、栗や柿の食害や枝折りの被害が多発した。また、夏から秋には米を狙った出没も見受けられた。平成22年度は、ツキノワグマの目撃情報も過去最高となる21件となった。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (22年度)	目標値 (25年度)
被害金額	527万円	300万円
被害面積	527a	300a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民から鳥獣の被害報告や目撃情報を受けたときは、直ちに捕獲班員に連絡をし、現地調査や捕獲体制の確保に努めている。</li> <li>・猟友会による駆除班を編成して、有害鳥獣捕獲対策を、猟期を除く通年で実施している。</li> <li>・捕獲班員の円滑な捕獲活動を推進するために捕獲奨励金を交付している。</li> <li>・捕獲班員の事故等に対応するため、全捕獲班員が傷害保険に加入している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駆除班の編成によって、一定の実績を上げてはいるが、高齢化・担い手不足により駆除する人員が今後、減少傾向にあるため、新規の狩猟免許取得者の確保といった対応策に努める必要がある。</li> <li>・イノシシの捕獲頭数が例年と比べ、平成22年度は非常に多い年となった。また、今後は、外来種動物であるヌートリア、アライグマの被害が拡大しないうちに対策を検討し展開していくことが不可欠である。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、中山間地域等直接支払い制度等の活用や NOSAI の助成事業による、電気柵の設置がほとん</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵の老朽化などにより管理が不十分な箇所対策を強化する必要がある。ま</li> </ul>

	<p>どの集落で水田周辺を中心に取組まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑については、トタン等による防護柵の設置がされている。</li> <li>・農地周辺の草刈の実施や適切な管理を行っている。</li> </ul>	<p>た、水路・農道等を対象とした防護柵の設置は経費、労力とも膨大なものとなるため、被害をなくすことは困難な状況にある。引き続き農地周辺の雑木の伐採や草刈の実施と適切な管理を実施する。</p>
--	---	--

### (5) 今後の取組方針

<p>本町では、過疎化・高齢化等による低下した地域の鳥獣被害への対応能力を、猟友会による駆除班により鳥獣被害の拡大防止に取り組んできた。</p> <p>しかし、受け皿組織となる猟友会会員だけでは、きめ細かな鳥獣対策が困難な時期にある現状である。</p> <p>今後、自分達の集落は自分達で守るといった自主的な取組が必要不可欠であり、個人や地域で対応できない被害については、猟友会や島根県と一緒に鳥獣の捕獲活動等の被害防止対策を実施する。</p> <p>また、農作物等への被害を未然に防ぐために、広範囲の防護柵を設置し、小動物から大型動物用の捕獲檻の購入等、国の補助金制度事業等を活用しながら鳥獣対策に努めていく。</p> <p>平成22年度は、例年になくツキノワグマの出没が相次ぎ、人身被害についても1件発生した。出没する地域の住民にとっては、常に不安感を抱きながらの生活を余儀なくされている現状を深刻に受け止め、島根県と連携し、効果的な対策を実施する。今後についても、特定鳥獣保護管理計画に基づき地域個体群としてのツキノワグマを保護管理し、生物の多様性を確保する一方、地域住民の生命と財産を守るため、人家付近に出没し農林作物家畜等へ被害を与える「問題グマ」を早期に把握し、学習放獣・殺処分を適切に判断した上で迅速な捕獲対策を行う。</p> <p>「問題グマ」のみを捕獲対象とするため、捕獲計画数は設置しない。</p> <p>なお、本計画の対象鳥獣以外の鳥獣により被害が発生した場合は、速やかに捕獲や被害防止対策を実施する。</p> <p>また、平成23年度事業で、電気牧柵やメッシュ等の設置が必要な農地や果樹園に対し、緩衝帯の設置を要件として、資材費の補助を行う。</p> <p>更に放任果樹の除去を行い、生息環境管理に努める。</p>
---

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>飯南町猟友会を基盤にした、飯南町鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員を含む）を平</p>
--

成23年度中に設置することにより捕獲体制の確立を目指す。  
 なお、実施隊設置までは、既存の猟友会駆除班による捕獲を行う。  
 鳥獣被害対策実施隊の任命等については、協議会で検討し、円滑で迅速な鳥獣対策が講じられるよう努めていく。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
23年度	全対象鳥獣	鳥獣被害対策実施隊を中心に捕獲を進める。 集落単位での自衛捕獲体制の整備を推進する。 飯南町猟友会と連携し、新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図る。
24年度	全対象鳥獣	鳥獣被害対策実施隊を中心に捕獲を進める。 集落単位での自衛捕獲体制の整備を推進する。 飯南町猟友会と連携し、新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図る。
25年度	全対象鳥獣	鳥獣被害対策実施隊を中心に捕獲を進める。 集落単位での自衛捕獲体制の整備を推進する。 飯南町猟友会と連携し、新規狩猟者の養成と既存狩猟者の技術向上を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方  
 近年の捕獲頭数の推移状況、農林水産への被害状況や被害防止対策の実施状況など総合的に勘案し、生態系に大きな影響が及ばないような捕獲計画を設定する。  
 捕獲目標は、H22年捕獲実績に対し約10%増とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ	250	260	270
ニホンジカ	5	10	15
ヌートリア	30	45	60
アライグマ	10	10	10
タヌキ	100	100	100
サル	2	2	2
カラス	100	100	100

カワウ	10	10	10
サギ類	40	40	40

捕獲等の取組内容
<p>イノシシについては箱わな、くくりわな、銃器による捕獲を実施し、ニホンジカについてはくくりわな、銃器による捕獲を、サルについてはくくりわな、銃器による捕獲、ヌートリア・アライグマ・タヌキについては、非狩猟免許所持者を含め、箱わな等のわなを中心に捕獲を行う。</p> <p>鳥類については、被害防止のため、銃器による捕獲に努める。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	23年度	24年度	25年度
イノシシ			
ニホンジカ	電気牧柵 72,000m	電気牧柵 5,000m	電気牧柵 5,000m
ヌートリア	ワイヤーメッシュ 87,000m	ワイヤーメッシュ 3,000m	ワイヤーメッシュ 3,000m
ツキノワグマ	(トタン・フェンス含む)	(トタン・フェンス含む)	(トタン・フェンス含む)
アライグマ			
タヌキ			

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23年度	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落において、防止柵等の適切な管理や鳥獣を集落に近づけない対策を図るため、飯南町鳥獣被害対策協議会において普及啓発や研修会を行う。</li> <li>・ヌートリアやアライグマなどの外来種について、生息調査等も含め被害が拡大しないうちに捕獲体制を強化していく。</li> <li>・ツキノワグマ対策として、地域住民が安心安全な生活が営まれるよう島根県と連携し、被害対策に努めていく。</li> </ul>
24年度	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落において、防止柵等の適切な管理や鳥獣を集落に近づけない</li> </ul>

		<p>対策を図るため、飯南町鳥獣被害対策協議会において普及啓発や研修会を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヌートリアやアライグマなどの外来種について、生息調査等も含め被害が拡大しないうちに捕獲体制を強化していく。</li> <li>・ツキノワグマ対策として、地域住民が安心安全な生活が営まれるよう島根県と連携し、被害対策に努めていく。</li> </ul>
25年度	全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落において、防止柵等の適切な管理や鳥獣を集落に近づけない対策を図るため、飯南町鳥獣被害対策協議会において普及啓発や研修会を行う。</li> <li>・ヌートリアやアライグマなどの外来種について、生息調査等も含め被害が拡大しないうちに捕獲体制を強化していく。</li> <li>・ツキノワグマ対策として、地域住民が安心安全な生活が営まれるよう島根県と連携し、被害対策に努めていく。</li> </ul>

## 5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	飯南町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
飯南町役場 産業振興課	事務局の運営、関係機関との連絡調整
飯南町猟友会	有害鳥獣の駆除捕獲体制に関する助言
鳥獣保護員	鳥獣に関する専門知識の助言
農業共済組合	被害情報の提供及び助言
雲南農業協同組合	営農活動に於ける被害状況の把握と確認
島根県東部農林振興センター 雲南事務所	情報提供アドバイザーとして助言と支援
農林振興協議会	営農活動に於ける被害状況の把握と確認

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県東部農林振興センター 雲南事務所	有害鳥獣関連のアドバイザー
島根県中山間地域研究センター	鳥獣害防除に関するアドバイザー
飯南町鳥獣被害対策協議会	被害防止に関する周知徹底の協力



(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

飯南町猟友会を基盤にした、飯南町鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員含む）を平成23年度中に設置することにより捕獲体制の確立を目指す。

なお、実施隊設置までは、既存の猟友会駆除班による捕獲を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

飯南町鳥獣被害対策協議会が中心となり、啓発活動等の対策を推進する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、環境に配慮し適切に埋葬処理等を行うこととする。

イノシンについては、食用等の有効利用等を実施する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関等と有害鳥獣被害の情報の共有を図り、効果的かつ効率的な捕獲及び防護を図る。